

# 内管漏えい検査 委託の手引き

2021年2月  
仙台市ガス局

# 目 次

|                |       |   |
|----------------|-------|---|
| I. はじめに        | ..... | 2 |
| II. 業務の概要      | ..... | 4 |
| III. 基本要件      | ..... | 4 |
| IV. 定期漏えい検査の要件 | ..... | 6 |
| V. 開栓時漏えい確認の要件 | ..... | 7 |
| VI. その他        | ..... | 8 |

## I. はじめに

本書は、仙台市ガス局（以下「ガス局」といいます）の業務委託先となり、ガス局の供給地域で都市ガス等の「定期漏えい検査」及び「開栓時漏えい確認」を行うことを希望される企業・個人の方に、その要件や手順などをご紹介するために作成したものです。

ガス局は、その供給地域内の需要家に対し、ガス事業法によるガス工作物の技術基準適合維持義務を負っており、ガス主任技術者を中心とした責任体制のもと、定期漏えい検査及び開栓時漏えい確認を行っています。そのため、一般ガス導管事業者であるガス局は、この責任を共に全うできることを前提に委託先を選定しています。あわせて、都市ガス等の内管漏えい検査の基準は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令第51条（漏えい検査）」に定められています。

「定期漏えい検査」及び「開栓時漏えい確認」への新規参入を検討される企業・個人の方におかれましては、この点を十分ご理解の上、ご検討ください。

2021年2月26日

### 関係法令（抜粋）

#### ■ガス事業法

（ガス工作物の維持等）第61条第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

#### ■ガス事業法

（保安規程）第64条第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第六十九条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

#### ■ガス事業法

（ガス主任技術者）第65条第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める実務の経験を有するものうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

■ガス事業法

(罰則) 第 193 条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を 変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

■ガス工作物の技術上の基準を定める省令

(漏えい検査) 第 51 条第 2 項及び第 3 項

- 2 道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- 一 道路に埋設されている導管からガス栓までの間に、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されている場合（当該装置が漏えいを検知することができる部分に限る。）
  - 二 導管、ガスメーターコック、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合
  - 三 ポリエチレン管を使用している場合（当該使用している部分に限る。）
  - 四 屋外において、埋設されていない部分がある場合（当該埋設されていない部分に限る。）

| ガス工作物の部分   | 検査の頻度             |
|--|-------------------|
| (1) 本支管からガス栓までの間に絶縁措置が講じられており当該絶縁措置が講じられた部分からガス栓までの間でプラスチックにて被覆された部分               | 埋設の日以後<br>六年に一回以上 |
| (2) 特定管理管であってガス（五C、L一、L二又はL三のガスグループに属するものであって一酸化炭素を含むものに限る。）を通ずる部分（措置が講じられた部分を除く。） | 埋設の日以後<br>一年に一回以上 |
| (3) (1) 又は (2) に掲げる部分以外の部分   | 埋設の日以後<br>四年に一回以上 |

3 特定地下街等又は特定地下室等については掲載省略

## Ⅱ. 業務の概要

### 1. 前提

- ・ガス局は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等を図るため委託要件を定めており、委託先はその要件を遵守しなければならない。
- ・そのため委託先選定の自由については、内管の保安責任をもつガス局にある。
- ・内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- ・特定地下街等・特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物、中圧供給している物件及びガス局が特に指定する物件を「特殊物件」という。
- ・保安水準を確保するためのガス局の自主的な保安の取り組みに必要な要件を本手引きに記載しており、この取り組みを委託先は実施すること。
- ・「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定期限を遵守するための継続的な体制を確保すること。

### 2. 体制

点検作業時の体制は、作業統括者・点検責任者及び点検員から構成する。特別に管理を要する物件で、点検作業を行う場合は、点検責任者を必要とする。また、作業統括者が不在の場合は、その代行者が責務を担うこと。

業務に必要な車両・工具・計測器は委託先で準備するが、ガス局からは業務上必要な次の設備を貸与する。

- 携帯端末機（タブレット）

## Ⅲ. 基本要件

内管漏えい検査を委託する際に、いずれの業務においても必要となる基本的な要件を定める。

### 1. 認定要件

- (1) 取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。
- (2) 継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- (3) 仙台市の一般競争入札参加資格者名簿に登載されており、ガス局の事業区域内に本店を有する事業者、または仙台市内に支店・営業所を有し、受任者を設置している事業者であること。
- (4) 一般社団法人日本ガス協会認定の「内管検査員」資格を有する要員を確保し、業務に従事させること。
- (5) ガス局の供給地域内で災害等の発生により供給停止地区が発生した場合に、内管漏えい検査業務に従事する点検員を災害時開閉栓作業要員として従事させること。

## 2. 欠格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受け、復権を得ない者
- (2) 委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者
- (3) 反社会的勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者
- (4) その他ガス局が別途定める要件に該当する者

## 3. 保安水準の確保

- (1) 委託先は、保安水準を確保するための体制について必要な項目（体制表など）を定期的に報告すること、また、変更が必要な場合は速やかにその内容を報告すること。
- (2) 委託先は、ガス局が定めた自主保安業務を実施すること。
- (3) 委託先は、ガス局が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。  
（保安規程に基づく保安教育、技能習得教育、委託先管理者会議への参加など）
- (4) 委託先は、ガス局が実施する事業所監査を受けること。あわせて監査結果の指摘・改善指導事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。
- (5) 委託先の経営者は、ガス局が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって社内管理を行うこと。
- (6) ガス局は内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先の責任者へフィードバックする。委託先の責任者はフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導を行うこと。

## 4. 自主保安業務の実施

委託先は、内管漏えい検査とあわせて下記の「自主保安業務」を実施すること。

- (1) 漏えい検知装置のある灯内内管の漏えい検査
- (2) マイコンメーターの点滅有無確認、外観確認、検満切確認（検定証印など）
- (3) メーター復帰荷札の取付
- (4) 不使用ガス栓へのキャップの取付け
- (5) ガス警報器の設置有無、期限切れの確認、及び設置・交換の促進
- (6) お客さまに対する点検結果のお知らせ
- (7) 供給圧力の測定
- (8) 接続具の漏えい検査

## 5. 業務の再委託について

内管漏えい検査は委託先自らが行うこととし、再委託は禁止する。

## 6. 委託の取り消し等

法令、関係諸基準を遵守するにあたり、委託先に保安水準を確保できない行為、不正または不信な行為が認められた場合、ガス局は委託の取り消し等を行うことがある。

- (1) ガス局は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正又は不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- (2) ガス局は、委託先が契約期間中に体制を確保できず継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- (3) 点検員の資格保有者に不正又は不信な行為が認められた場合、ガス局は委託先の管理者を通じて点検員に対しその理由を明示し、資格停止又は取り消しができるものとする。

#### IV. 定期漏えい検査の要件

定期漏えい検査は、法定業務としての厳格性が求められることから、その特性に応じた法定業務を遵守するための要件を次のとおり定める。なお、定期漏えい検査の実務の詳細については、ガス局「内管検査実務要領」による。

##### 1. 対象範囲

- (1) 灯外内管の外観検査及び漏えい検査
- (2) 灯内内管の外観検査及び漏えい検査
- (3) 自主保安業務、その他委託業務に関する指示事項

##### 2. 必要資格

点検員は、一般社団法人日本ガス協会認定の「内管検査員」の資格を有する者とする。

##### 3. 業務実績

###### (1) 委託先としての業務実績

定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績（ともにLPを除く）が、4年以上あること。

###### (2) 点検員としての業務実績

定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績（ともにLPを除く）が3ヶ月以上、又は内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

##### 4. 関与・統制、信頼性

国内の一般ガス導管事業者と内管漏えい検査に係る取引があること。

##### 5. 継続的な体制確保

- (1) ガス局は、内管漏えい検査数予測に基づき、委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。
- (2) 委託先は、業務体制・点検員の要員計画を定期的にガス局へ届け出ること。

## 6. 効率的な運用

- (1) ガス局は、検査の確実性と効率性を期するため、面的な周期管理や検査巡回等を行う。
- (2) 委託先は、ガス局が実施する上記の運用を遵守すること。
- (3) 委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は、ガス局が定めた方法により、法定周期を管理すること。
- (4) 委託先は、ガス局が契約仕様書等で指定するシステムや携帯端末などを活用し、検査業務を管理すること。

## 7. 定期漏えい検査における自主保安業務の実施

委託先は、「Ⅲ基本要件」の自主保安業務に加え、下記の「自主保安業務」を実施すること。

- ・引込管ガス遮断装置の開閉確認

## V. 開栓時漏えい確認の要件

開栓時漏えい確認における、その特性に応じた要件を次のとおり定める。開栓時漏えい確認の実務の詳細については、ガス局「内管検査実務要領」による。

### 1. 対象範囲

- (1) 灯内内管の外観検査及び漏えい有無の確認
- (2) 自主保安業務、その他委託業務に関する指示事項

### 2. 必要資格

「Ⅳ. 定期漏えい検査の要件 2. 必要資格」に準じる。

### 3. 業務実績及び受託の要件

- (1) 委託先としての業務実績

開栓時漏えい確認又は内管保安・工事に関する業務実績（ともにLPを含む）が概ね1年以上あること。

- (2) 検査員としての業務実績

定期漏えい検査又は開栓時漏えい確認の実績（ともにLPを含む）が3ヶ月以上、又は内管検査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

### 4. 体制確保

- (1) 委託先は、開栓の繁忙期（引っ越しの多い時期など）においても、対応できる体制を確保すること。
- (2) 委託先は、長期休暇期間中（ゴールデンウィーク・お盆・年末年始など）においても、一定の業



務体制を確保すること。

## VI. その他

### 1. 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

工場や特定地下街等・特定地下室等、超高層・特定大規模などの建物区分が上位の建物（配管系統が複雑な建物・特殊設備（ガス遮断装置、整圧器など）が設置されている建物等、法定周期が1年の建物）や圧力区分が中圧など、ガス局が指定する検査対象において、内管漏えい検査を行う上で委託先に特殊な技能・経験が必要な場合、別途その特性に応じた要件を定める。

- （1）委託先は、特定地下街・地下室等の場合、検査時に地下区分設定の確認ができること。
- （2）委託先は、内管図面により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- （3）委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。

### 2. 委託先選定

ガス局は、保安水準の確保及び法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行う。

- ・定量的基準：認定要件・必要資格・業務実績（代替措置を含む）、継続的な体制確保など
- ・定性的基準：保安水準の確保（経営者の保安意識など）、関与・統制、信頼性 など

### 3. その他

本手引きに記載のない事項については、ガス局との協議のうえ、これを決定することとする。